

改正案	現行
(電子計算機による処理に係る手続の特例等) 第三十九条の四(略)第三十九条の四(略) 2(略)2(略) (削る。)	(電子計算機による処理に係る手続の特例等) 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十三条(第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する書類の提出に係る手続が第一項の規定により行われたときは、国土交通省令で定めるところにより、第十三条の規定により公衆の閲覧に供するものとされている書類又はこれらの写しに代えて、当該書類について国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の閲覧に供することができる。

○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（第六十八条関係）

改 正 案	現 行
（業務） 第一条 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成をすることを業とする。	（業務） 第一条 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類の作製をすることを業とする。

改 正 案	現 行
（手数料の納付） 第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第七号から第九号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。 - 一 新規登録を申請する者 - 二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項の抹消登録を申請する者 - 三 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者 - 四 回送運行許可証の交付を申請する者 - 五 登録事項等証明書書の交付を請求する者 - 六 自動車整備士の技能検定を申請する者 - 七 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者 - 八 自動車検査証返納証明書書の交付を申請する者 - 九 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者 - 十 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者 - 十一 優良自動車整備事業者の認定を申請する者	（手数料の納付） 第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第七号から第九号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。 - 一 新規登録を申請する者 - 二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項の抹消登録を申請する者 - 三 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者 - 四 回送運行許可証の交付を申請する者 - 五 登録事項等証明書書の交付を請求する者 - 六 自動車整備士の技能検定を申請する者 - 七 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者 - 八 自動車検査証返納証明書書の交付を申請する者 - 九 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者 - 十 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者 - 十一 優良自動車整備事業者の認定を申請する者

十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者 2 前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号に掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。 3 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。	十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者 2 前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号に掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。 3 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。
--	--

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（第七十条関係）

改正案	現行
（手数料の納付） 第五十一条の三 次の各号の一に掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定確認機関の確認を受けようとする者にあつては、指定確認機関）に納付しなければならない。 一 第九条の二第四項の確認を受けようとする者 二 第十一条の登録を受けようとする者 三 法定検査又は第十七条の十九の検査を受けようとする者 四 海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。） 五 国際海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者 六 第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査を受けようとする者 七 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳、国際海洋汚染防止証書若しくは焼却設備検査証の再交付又は書換えを受けようとする者	（手数料の納付） 第五十一条の三 次の各号の一に掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定確認機関の確認を受けようとする者にあつては、指定確認機関）に納付しなければならない。 一 第九条の二第四項の確認を受けようとする者 二 第十一条の登録を受けようとする者 三 法定検査又は第十七条の十九の検査を受けようとする者 四 海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。） 五 国際海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者 六 第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査を受けようとする者 七 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳、国際海洋汚染防止証書若しくは焼却設備検査証の再交付又は書換えを受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、指定確認機関に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。 3 （略）	2 前項の手数料の納付は、指定確認機関に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。 3 （略）
--	---